

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公表番号】特表2016-515885(P2016-515885A)

【公表日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2016-034

【出願番号】特願2016-502787(P2016-502787)

【国際特許分類】

A 6 1 C 7/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 7/34

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月8日(2017.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯科矯正装具であって、

歯に取り付けるための接合表面を有する基部と、

前記基部から外方に延在する本体であって、該本体上に細長いスロットが概ね近心側-遠心側の方向に沿って延在する、本体と、

前記本体の上に配設された第1及び第2の突出部であって、それらの間に前記スロットが延在し、前記第2の突出部が、前記基部に向かう方向に延在する、第1及び第2の突出部と、

前記本体に摺動可能に係合されかつ開放位置と閉鎖位置との間で移動可能なクリップと、を備え、前記クリップが、前記スロット上に延在する基準平面に沿って整列された少なくとも1つの偏向可能部分を含み、前記クリップが開放位置と閉鎖位置との間を移動すると、前記少なくとも1つの偏向可能部分が、前記基部に向かう方向に前記基準平面の外側へ弾性的に屈曲して前記第2の突出部を横断する、歯科矯正装具。

【請求項2】

前記本体上に一対の逃げ溝を更に備え、前記クリップが、前記一対の逃げ溝に受容された近心側支柱及び遠心側支柱を更に含む、請求項1に記載の歯科矯正装具。

【請求項3】

前記クリップが、前記近心側支柱と遠心側支柱との間に位置付けられた第1及び第2の開放領域を更に含み、前記少なくとも1つの偏向可能部分が、前記第1及び第2の開放領域を互いから離隔させており、前記クリップが閉鎖されているときには前記第1及び第2の突出部が異なる開放領域を占有する一方、前記クリップが開放されているときには前記第1の突出部が前記第2の開放領域を占有し、前記第2の突出部がいずれの開放領域も占有しない、請求項2に記載の歯科矯正装具。

【請求項4】

前記第2の開放領域が、前記近心側及び遠心側支柱、並びに少なくとも1つの偏向可能部分により集合的に画定されており、前記少なくとも1つの偏向可能部分が、前記近心側及び遠心側支柱を相互に接続する前部支柱を含み、前記クリップが開放位置と閉鎖位置との間を摺動すると、前記前部支柱が弾性的に屈曲して前記第2の突出部を横断する、請求項3に記載の歯科矯正装具。

【請求項 5】

歯科矯正装具を使用する方法であつて、
基部と、前記基部から外方に延在する本体と、前記基部上に配設され概ね近心側・遠心側の方向に沿つて延在する細長いスロットと、を備える前記装具を提供する工程と、
前記本体に摺動可能に係合される開放領域を有するクリップを提供する工程と、
前記クリップを開放位置から閉鎖位置に向かって摺動させ、それにより、前記クリップの第1の偏向可能部分を第2の突出部に対して付勢する工程と、
前記第1の偏向可能部分を前記基部に向かう方向に弾性的に屈曲させて前記クリップに前記第2の突出部を横断させ、前記第1及び第2の突出部の両方を前記開放領域内に配置して前記クリップを前記閉鎖位置に保持することを可能にする工程と、を含む、方法。